

# 「美しい森林づくり推進国民運動」に関する当面の展開方向

平成19年3月  
農林水産省

## 1 国民運動の目標及び運動期間

平成19年2月の「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」(以下「閣僚会合」という。)において確認された基本方針に基づき、幅広い国民の理解と協力を得て以下を推進する。

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 更に、100年先を見据え広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進

## 2 国民運動の推進に向けた体制整備

- (1) 農林水産省「美しい森林づくり推進国民運動」推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、「美しい森林づくり推進国民運動」(以下「国民運動」という。)の効果的かつ戦略的な展開を図るための省内連携体制を整備する。
- (2) 閣僚会合における確認事項に基づき、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を早急に組織し、政府一体となった連携体制を整えるとともに、この会議を随時開催し、進捗状況を確認していく。
- (3) 官民一体となった運動を推進するため、民間主導により、各界(経済界、NPO、地方自治体、農林水産業界等)の代表からなる全国レベルの推進会議を6月に開催するとともに地方レベルの推進会議を順次立ち上げていく。

### 3 国民運動の具体的取組の展開

国民運動は、みどりの月間(春期:4月15日～5月14日)、木づかい推進月間(秋期:10月1日～10月31日)を集中推進期間として展開することを基本とする。なお、19年度については国民運動の初年度にあたることから、春期の集中推進期間を6月末までとし、国民各層への浸透を図る。

#### (1) 戦略的な広報活動の実施

国民運動の分かり易いキャッチフレーズを募集、選定し、パンフレット、チラシなど様々な媒体に使用し、国民運動の認知度を高める。

また、政府広報とも連携し、広報誌、TVへの農林水産大臣等省幹部の出演、「美しい森林づくり推進国民運動」サイトの立ち上げ及び官邸HPとのリンクの設定、民間による応援組織の設置等によりこの運動への幅広い層からの参加を求めていく。

#### (2) 農林水産省幹部による全国キャラバンの実施

地方における国民運動の普及推進、地方レベルでの推進組織の立ち上げ等を進めるため、省幹部による全国キャラバンを3月以降順次実施する。

#### (3) シンポジウムの開催

緑化運動や木づかい運動とも連携を図りつつ、全国及び地方においてシンポジウムを開催し、国民運動への理解と協力を求めていく。

#### (4) 森林づくり指導者の養成

ボランティア団体等を対象とした研修を実施する。また、森林ボランティアの技術認定を行う民間主導の取組を支援する。

#### (5) 不在村森林所有者への呼びかけ

不在村森林所有者に対して、パンフレット、ダイレクトメールの発送、「ふるさと森林会議」の開催等により森林施業の働きかけを行う。

(6) 民間企業に対する協力の呼びかけ

関係省庁、関係団体等と連携体制を整備し、主要企業へ運動の趣旨を浸透する。さらに、推進会議で決定された役割分担を踏まえて、協力の働きかけを行う。

(7) 農山村地域での運動の展開(森林所有者や住民への働きかけ)

地方レベルの推進会議の設立準備と併行して、都道府県ごとに運動方針を策定する。これを踏まえ各地における取組を展開する。

(8) 森林ボランティアの呼びかけ・NPOとの連携強化

企業、NPOの森林づくり活動を促進するため、各都道府県に仲立ちを行う支援組織を立ち上げるとともに、政府広報等を活用し森林ボランティア活動への参加呼びかけを行う。また、シンポジウムを通じた国民への呼びかけ、森林環境教育に取り組む。

(9) 「緑の募金」活動の展開

「みどりの月間」中に開催する行事等において、春期及び秋期の「緑の募金」活動を行い普及啓発を図る。

(10) 木づかい運動の展開

みどりの月間、環境月間(6月)等のイベントでの木づかい運動のPRを行うとともに、7月の木材利用推進全国会議の開催、木づかい推進月間(10月)におけるシンポジウムの開催等運動の展開を図る。